

合志市民憲章 ~意見募集~

市では、新市協働のまちづくりをすすめていくうえでの規範となるべく、市民憲章の制定準備を行っています。今回、旧2町の町民憲章を参考に草案を作りました。

この草案に対するご意見・提案などを募集しますので、どしどしお寄せください。

募集締切 11月20日(月)

* 郵送の場合は当日消印、電子メールの場合は当日までに受信されたものを有効とします。

応募資格 市内在住者、または市内勤務者

応募方法

次の必要事項を記入して応募してください。様式は問いません。

- ① 草案に対する意見または提案
- ② 住所
- ③ 氏名
- ④ 電話番号
- ⑤ 勤務先(市外からの応募者のみ)

提出方法

持参・郵送・ファクシミリ・電子メールで、企画課(合志庁舎)まで提出してください。西合志庁舎・泉ヶ丘支所・須屋支所を通じて提出できます。

制定の方法

皆さんのご意見を参考に、市で市民憲章『原案』を調整し、総合政策審議会で協議して、さらに市の最終『案』を決定し、議会に上程、制定することになります。

問い合わせ先

企画課 企画係(合志庁舎)
〒861-1195 竹迫2140番地
☎ 248-1813
FAX 248-1196
電子メール kikaku@city.koshi.lg.jp

合志市民憲章(草案)	[基本的な考え方] 親しみやすく、平易なものとする心がけました。合併による新市の一体化をすすめるため、旧2町がそれぞれ培ってきた土壌を尊重しながら、和語を用い、耳に響きがよく、暗誦にも配慮して、リズム感のある、末永く愛されるものとなりました。
わたしたちは「志」を「合」せて協働によるまちづくりをすすめるため合志市民憲章を定めます	[前文について] 「合志市」の名のごとく、「志を合わせる」ことを前文に据えました。「志」を「こころ：心」と捉え、市民が一つになり、市民が主役で、共にまちづくりをすすめる熱意を込めています。旧合志町は、前文はなく、条文全てに「心を合わせて」の言葉を使ってあり、旧西合志町は前文があり「和の精神」を表現していることから、憲章の目的を明示するため前文を設けました。
[条文について]	① 全体の構成、条文の数に配慮して5条からなる構成としました。 ② 条文の文末を「…まちをつくります」と統一し、市民の立場を(主語は市民)主体的に発揮するイメージとしました。 ③ 自然・環境→伝統・文化→健康・産業→秩序・居住→子育て・教育を柱に構成しました。
1. 自然を愛し環境にやさしい美しいまちをつくります	山や緑が与えてくれるやさしさを愛し、自然と調和した美しい環境のまちにしたいという願いが込められています。
1. 伝統文化を大切に思いやりの心を育む誇れるまちをつくります	歴史や先人の伝統や文化を尊重し大切に思う心、地域や郷土を愛する思いやりの心を育て、誇りの持てるまちにしたいという願いが込められています。
1. 健康で勤労を尊び生活を楽しむ豊かなまちをつくります	健康で働くことに誇りと感謝の気持ちを持つとともに、生活においても楽しみを忘れず、地域の産業を育て、豊かな発展を続けるまちにしたいという願いが込められています。
1. きまりを守り秩序ある住みよいまちをつくります	決められたことや約束を守り、秩序を大切にすることを道徳感を共有し、安全・安心で住みよいまちにしたいという願いが込められています。
1. 未来を託す子どもたちを見守りみんなで育てるまちをつくります	「子育て支援日本一のまちづくり」を目指し、将来の市を背負っていく子どもたちをみんなで見守り、みんなで育てるまちにしたいという願いが込められています。

2町それぞれの町民憲章

旧合志町民憲章 (昭和50年9月制定)	旧西合志町民憲章 (昭和51年10月制定)
1. 郷土の自然を愛し心を合わせて美しい町をつくりましょう 1. 健康な体をつくり心を合わせて明るい町をつくりましょう 1. 礼儀を守り心を合わせて秩序ある町をつくりましょう 1. 勤労を喜び心を合わせて豊かな町をつくりましょう 1. 伝統を重んじ心を合わせて文化の高い町をつくりましょう	私たち町民は、伝統を守り、和の精神をもととし、住みよい町づくりに努めましょう。 1. きまりを守り、他人にめいわくをかけない、信頼される人になりましょう。 1. 未来をになう青少年を正しく、たくましく育てましょう。 1. 健康で働き、生活を楽しみ、平和な家庭をつくりましょう。 1. 教養を高め、情操豊かな、文化の町をつくりましょう。 1. 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくりましょう。

10月1日から国民健康保険と老人保健が変わりました

医療費の自己負担限度額

医療機関に支払う1ヵ月あたりの自己負担限度額が引き上げられました。

10月から

70歳未満

改正前	
上位所得者 年間所得 670万円以上	139,800円 + 〈医療費 - 466,000円〉 × 1% ※ (77,700円)
一般	72,300円 + 〈医療費 - 241,000円〉 × 1% ※ (40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※ (24,600円)

上位所得者 年間所得 600万円以上	150,000円 + 〈医療費 - 500,000円〉 × 1% ※ (83,400円)
一般	80,100円 + 〈医療費 - 267,000円〉 × 1% ※ (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※ (24,600円)

人工透析を要する上位所得者の方については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

70歳以上

改正前		
所得区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	40,200円	72,300円 + 〈医療費 - 361,500円〉 × 1% ※ (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I	15,000円

10月から

所得区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + 〈医療費 - 267,000円〉 × 1% ※ (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	24,600円
	I	15,000円

(注) 所得区分が上がった人は、経過措置がある場合があります。(平成18年8月から2年間)

① 公的年金控除の縮減および高齢者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の人は、自己負担限度額を一般並み(44,400円)に据え置きます。(申請が必要な場合がありますので、ご注意ください。)

② 高齢者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、その課税者が合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合は、同一世帯内の非課税者は申請により、自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額が低所得者II(高齢福祉年金受給者は低所得者I)の区分になります。

※ ()内の金額は、過去12ヵ月に、一つの世帯で4回以上高額療養費または高額医療費の支給を受ける場合の4回目以降の限度額です。(多数該当)

高齢者の自己負担割合

70歳以上で現役並みの所得がある人は、医療機関窓口で支払う一部負担金の割合が引き上げられました。

改正前
2割

10月から
3割

※ 現役並みの所得とは…
課税所得145万円以上の70歳以上の人などです。
(所得の判定基準は、市役所までお問い合わせください)

問い合わせ先
健康づくり推進課
国保年金係(西合志庁舎)
☎ 242-1183